

国立大学法人九州大学職員懲戒等規程

平成16年度九大就規第22号  
施行：平成16年4月1日  
最終改正：令和5年12月22日  
(令和5年度九大就規第20号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第44条第4項及び第45条第2項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員に対する懲戒、訓告及び嚴重注意に関する手続、不服申立その他必要な事項について定めるものとする。

(実施権者)

第2条 懲戒処分、訓告及び嚴重注意は、総長が行う。ただし、懲戒処分を行うに当たっては、役員会の議を経るものとする。

(審査体制)

第3条 職員の懲戒処分は、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て行う。

2 委員会は、総長が指名する理事が委員長となり、その構成等は事案に応じて定め、常時学外の弁護士を加える。

3 委員会は、必要に応じ、参考人の出席を求め、又はその意見を徴することができる。

(審査手続)

第4条 教員の懲戒処分を行うに当たり、総長は、国立大学法人九州大学教員人事規則（平成16年度九大就規第2号）第8条、国立大学法人九州大学有期教員就業規則（平成16年度九大就規第3号）第12条、又は国立大学法人九州大学教員（年俸制）就業規則（平成23年度九大就規第5号）第14条の規定に基づく意見を教授会が述べたときは、その意見を付して、委員会に審査させるものとする。

第5条 委員会は、審査を受ける職員に陳述する機会を与えなければならない。

2 委員会は、第3条第1項の審査を行うに当たっては、審査を受ける職員に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 委員会は、審査を受ける職員が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その職員に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

(懲戒の量定)

第6条 懲戒の量定は、別に定める指針を参考とし、総合的に考慮して、決定するものとする。

(懲戒処分手続)

第7条 懲戒処分は、当該処分を受ける職員に懲戒処分書を交付して行う。

2 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときに発生するものとする。

3 懲戒処分を受けるべき者の所在が分からない場合は、民法（明治29年法律第89号）第98条第2項の方法により公示し、同条第3項により公示された日から2週間経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

(出勤停止期間)

第8条 懲戒による出勤停止の期間の計算は、暦日計算によることとし、期間の起算は処分の効力発生日の翌日から起算する。

(減給)

第9条 懲戒による減給は、効力発生日の直後に支給する給与から減給分を差し引く。

2 前項の規定にかかわらず、減給する額の総額が、給与の総額の10分の1を超える場合は、その超過分については、翌月以降の給与支給日に減額する。

(訓告及び嚴重注意)

第10条 総長が事案について懲戒処分に至らないと判断し、必要があると認めるときは、訓告又は嚴重注意を行うことがある。

2 訓告は、文書を交付することによって行う。

3 嚴重注意は、訓告に至らないものであって、原則として文書で行う。ただし、総長が指名する者が口頭により行うこともできる。

(不服申立)

第11条 懲戒処分に関して不服のあるときは、懲戒処分書の交付のあった日の翌日から60日以内に、総長に対して、書面をもって不服申立てをすることができる。

2 総長は、懲戒処分を受けた職員から不服申立てがあった場合は、不服申立審査委員会を設置し、審査を行う。

(処分の公表)

第12条 懲戒処分を行ったときは、原則として公表する。

(期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱い)

第13条 就業通則第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者については、別表1に掲げるとおり、この規程の定めるところを適用しない。

(期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱い)

第14条 就業通則第2条第3項の規定により期間の定めのない労働契約に転換した者については、別表2に掲げるとおり、この規程の定めるところを適用しない。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者（以下「承継職員」という。）が、この規程施行前に就業通則第44条第1項各号に規定する懲戒事由に該当する非違行為を行ったことが明らかになった場合には、この規程により懲戒処分を行う。また、懲戒処分に至らない場合についても、必要があるときは、この規程により訓告等を行う。

3 承継職員で、この規程施行前に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定により懲戒処分として停職又は減給とされ、当該停職又は減給の期間が平成16年4月1日以降となっているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年度九大就規第53号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大就規第31号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大就規第26号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大就規第20号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大就規第20号）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

別表1（第13条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
有期契約職員	第9条（減給）
パートタイム職員	第9条（減給）

別表2（第14条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
有期契約職員（無期転換者）	第9条（減給）
パートタイム職員（無期転換者）	第9条（減給）